

令和 7 年度				養老沢川伐採浚渫工事		実施設計書		調 査			
								設 計			
工 事 番 号				施 工 地							
土0712				胎内市 羽黒 地内							
設計額		実 施 ・ 元				変 更					
		円				円					
契約額		円				円					
(内消費税額)		(円)				(円)					
工事・履行日数		工事日数 日間				工事日数 日間					
		又は 完成期限 令和 年 月 日				完成期限 令和 年 月 日					
実 施		施工延長 L=330.0m				変 更					
(元)		伐採伐木工 一式				設計概要					
設計概要		浚渫工 一式									
		敷砂利補修工 一式									

養老沢川伐採浚渫工事

消費税総括表

(単位：円)

項 目	実 施		変 更 (1回目)			変 更 (2回目)		
	設 計	請 負	設 計	請 負		設 計	請 負	
				合 計	増減分		合 計	増減分
工事価格	(1)	(4)	(7)	(10) = (7)*(6)/(3)	(13) = (10)-(4)	(16)	(19) = (16)*(6)/(3)	(22) = (19)-(10)
工事価格計								
本工事費								
消費税 相当額	(2) = (1)*0.10	(5) = (4)*0.10	(8) = (7)*0.10	(11) = (10)*0.10	(14) = (11)-(5)	(17) = (16)*0.10	(20) = (19)*0.10	(23) = (22)*0.10
消費税相当額計								
本工事費								
工 事 費	(3) = (1)+(2)	(6) = (4)+(5)	(9) = (7)+(8)	(12) = (10)+(11)	(15) = (13)+(14)	(18) = (16)+(17)	(21) = (19)+(20)	(24) = (22)+(23)
工 事 費 計								
本工事費								

** 本工事費 ** 内訳表

費目・工種・施行名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
養老沢川伐採浚渫工事						
伐採工						
樹木伐採						見積
	330.0	m				
積込・運搬工 2tダンプトラック						見積
	30.0	台				
浚渫工						
土砂掘削 バックホウ0.45m3 EXアーム、バックホウ0.05 m3						見積
	164.82	m3				
土砂積込・運搬 バックホウ0.45m3 EXアーム、2tダンプトラック						見積
	164.82	m3				
残土整形 バックホウ0.25m3						見積
	164.82	m3				
敷砂利補修工						
敷砂利補修 RC-40 t=100mm						見積
	1075.0	m2				

＊ ＊ 本工事費 ＊ ＊ 内訳表

費目・工種・施行名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
砕石運搬工						見積
	107.5	m3				
再生砕石 RC-40						見積
	107.5	m3				
運搬処理工						
木くず処分費						
	8.0	t				
直接工事費						
共通仮設費						見積
現場管理費						見積
一般管理費 契約補償費含む						見積
工事価格						
消費税相当額 対象額--- A= 率----- B=						

＊ ＊ 本工事費 ＊ ＊ 内訳表

費目・工種・施行名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事費							

■数量計算書

当 初 設 計				変 更 設 計	
浚渫工					
土砂掘削					
別紙計算書より	=	164.82	164.82 m3		
土砂積込・運搬 運搬距離7.5km以下を想定					
別紙計算書より	=	164.82	164.82 m3		
残土整形 処分先での整地					
別紙計算書より	=	164.82	164.82 m3		
敷砂利補修工					
敷砂利補修					
L430m*W2.5m	=	1075	1075 m2		
材料運搬・購入					
L430m*W2.5m*t0.10m	=	107.5	107.5 m3		

■別紙計算書

土 量 計 算 書									
当 初 設 計					変 更 設 計				
測点	距離	断面積	平均 断面積	土量	測点	距離	断面積	平均 断面積	土量
0.0	50.00	0.540	0.350	17.500					
50.0	50.00	0.160	0.300	15.000					
100.0	50.00	0.440							
150.0	50.00	1.050	0.745	37.250					
200.0	50.00	2.220	1.635	81.750					
206.0	6.00	2.220	2.220	13.320					
		2.220							
小計	206.00			164.820					
合計	206.00			164.820					

特 記 仕 様 書

- 施工条件総括表
- 建設副産物に関する特記仕様書
- 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書
- 工事実績情報システムに関する特記仕様書
- 現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（胎内市）と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施 工 条 件
Ⅰ 工 程 関 係	1. 関連する別途発注工事あり
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期： ・時 間： ・方 法：
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容： ・完了予定時期：
	○4. その他 地元関係者と調整すること
Ⅱ 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期： ・区 間：
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所： ・期 間：
	3. その他
Ⅲ 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） ・施工方法： ・作業時間：

明示項目	施 工 条 件
Ⅲ 公 害 対 策 関 係	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法： ・範 囲：
	3. その他
Ⅳ 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・交 通 誘 導 員： ・その他施設等：
	2. 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） ・内 容： ・工 法 制 限： ・作業時間制限：
	3. 発破作業あり ・保安設備及び保安要員： ・防 護 工： ・作業時間制限：
	4. 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） ・内 容：
	5. その他
Ⅴ 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・搬 入 経 路： ・期 間： ・使用後の処置：
	2. 一般道路の占用 ・期 間： ・規 制 条 件： ・時 間 制 限：

明示項目	施 工 条 件
V 工事用道路関係	3. 仮設道路設置 ・工法指定の有無： ・用 地 関 係： ・安 全 施 設： ・工事完了後の「存置」または「撤去」：
	④. その他 区長、地元関係者等と調整を図ること
VI 仮設備関係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設構造物の転用，兼用あり ・工 種： ・内 容：
	4. イメージアップあり ・内 容：
	5. その他
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり

明示項目	施 工 条 件
Ⅷ 工 事 支 障 物 件 等	1. 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） ・内 容：各種物件の位置関係を事前に確認すること ・移設、撤去、防護方法等： ・時 期：
	2. 占用物件重複施工あり ・内 容：
	3. その他
Ⅸ 排 水 (濁水処理 含む)	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・内 容：
X 薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入工法あり ・別紙条件明示による
Ⅺ そ の 他	1. 現場発生材あり ・品 名： ・納入場所：
	2. 支給品（土砂） ・土取り場： ・運搬距離：
	3. 品質証明の必要あり ・標準仕様書第1編（章）1－1－24による
	4. その他 ・胎内市が発注する工事の施工及び管理は「新潟県土木工事標準仕様書」に準ずるものとする。

明示項目	施工条件				
XⅡ排出ガス対策型建設機械	1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。 <table border="1" data-bbox="519 504 1800 1182"> <thead> <tr> <th>機 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン </td><td> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上 260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 </td></tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上 260kw以下）を搭載した建設機械に限る。
機 種	備 考				
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上 260kw以下）を搭載した建設機械に限る。				
XⅢ施工方法等	2. 排出ガス対策型建設機械（第2次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。 ・施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段は、受注者の責任において定める。（建設工事請負基準約款1条第3項による）				

建設副産物に関する特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 資 材 名	規 格	使 用 箇 所	備 考
再生砕石	RC-40	管理用道路	

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先			
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
仮置場所の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 建設リサイクル法の対象工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第 18 条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
6. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。
7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破碎または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン(以下「再生クラッシャーラン等」という。)の性状についてについて、次のとおり規定する。

なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めとする。

1. 材料

1-1

①再生クラッシャーラン(RC-40)

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材(路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材)を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれらに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

②アスファルト再生クラッシャーラン(ARC-40)

再生クラッシャーラン(RC-40)もしくはクラッシャーラン(C-40)を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン(RC-40)を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン(C-40)を母材とする「C混合」がある。

1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではない。

1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。

2. 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1(品質)

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数(下層路盤)は0.25とする。

材 料	修正 CBR	PI(塑性指数)	グリスリアンダー材の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	—
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合 40%以下

[注]

(1)再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験{粒度は道路用碎石S-13(13～5mm)のもの}とする。

(2)再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

2-2(粒度範囲)

再生クラッシャーラン等の粒度は[JIS A 5001]道路用碎石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

粒度の範囲(mm)/ふるい目(mm)		RC-4(40～0)	ARC-4(40～0)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	53.00	100	100
	37.50	95～100	95～100
	31.50	—	—
	26.50	—	—
	19.00	50～80	50～80
	13.20	—	—
	4.75	15～40	15～40
	2.36	5～25	5～25

[注]粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままのみかけの骨材粒度を使用する。

工事实績情報システムに関する特記仕様書

請負者は、工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事实績情報を作成し監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請をしなければならない。

工事实績情報登録の期限および内容は、新潟県土木工事標準仕様書に基づき以下のとおりとする。

- ① 登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
- ② 受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、登録申請をしなければならない。
- ③ 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録申請をしなければならない。
- ④ 変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録申請をしなければならない。
- ⑤ 完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録申請をしなければならない。
- ⑥ 訂正時は適宜、登録申請をしなければならない。
- ⑦ 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に定める建設工事をいう。)の施工において適用する胎内市財務規則(平成 17 年規則第 48 号)別記 1 建設工事請負基準約款第 10 条第 3 項に基づく「現場代理人の常任義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1. 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない以下に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。
なお、常駐を要しない具体的な期間については、監督員と現場代理人が協議の上、工事打合簿において定めるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間

2. 兼務を認める対象工事

以下に掲げる要件をすべて満たす工事を合計で5件まで兼務することができる。

- (1) 本市が発注した工事であること
- (2) 主任技術者を兼務しない場合及び当初請負金額が一件 3500 万円未満であること
- (3) 兼務しようとする工事の当初請負金額の合計が 7000 万円未満であること
- (4) 常に工事現場間の連絡が取れる体制にあること

3. 兼務の承認

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、以下の(1)から(3)により承認までの事務を行う。

- (1) 現場代理人の兼務を希望する事業者は「現場代理人兼務承認申請書」(様式第 1 号)を新たに現場代理人の配置(兼務)をさせようとする工事の契約

書提出時に財政課に提出する。

- (2) 市は、現場代理人兼務承認申請書に基づき、上記「3 兼務を認める対象工事」の要件をすべて満たしていることを確認する。なお、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。
- (3) 市は、兼務の可否を「現場代理人兼務承認（不承認）通知書」（様式第2号）により事業者に通知する。この通知は、申請書を受理した日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

4. 常駐義務緩和中の注意事項

以下に掲げる事項を遵守すること。なお、不備が認められたときは、現場代理人兼務の承認を取り消す場合がある。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 兼務期間中は、兼務を承認したいずれかの工事現場に常駐していること
- (3) 現場代理人が他の工事現場にて職務に従事している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うとともに、各現場の施工管理・安全管理等について、万全を期すこと
- (4) 本要領を適用する工事においても、約款第10条第5項の規定により、現場代理人と主任技術者等を兼ねることは可能である。ただし、主任技術者等は建設業法の規定により「専任義務」が課せられる場合があるので、現場代理人が管理技術者等を兼ねる場合は、建設業法違反とならないよう注意すること。

5. その他

- (1) 増額の変更契約に伴う取扱い

増額の変更契約により請負金額の合計が3500万円以上になった場合、または兼務している工事の合計が7000万円以上となった場合でも、そのことを理由とした兼務の取消しは行わない。

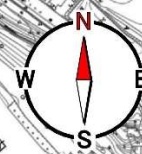
「熱中症対策に資する現場管理費の補正」特記仕様書

本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行希望の有無について打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は「熱中症対策に資する現場管理費の補正」試行実施要領に基づき行うものとする。

位置図
養老沢川伐採浚渫工事



国道7号線

主要地方道胎内一王子公園羽黒線

工事箇所

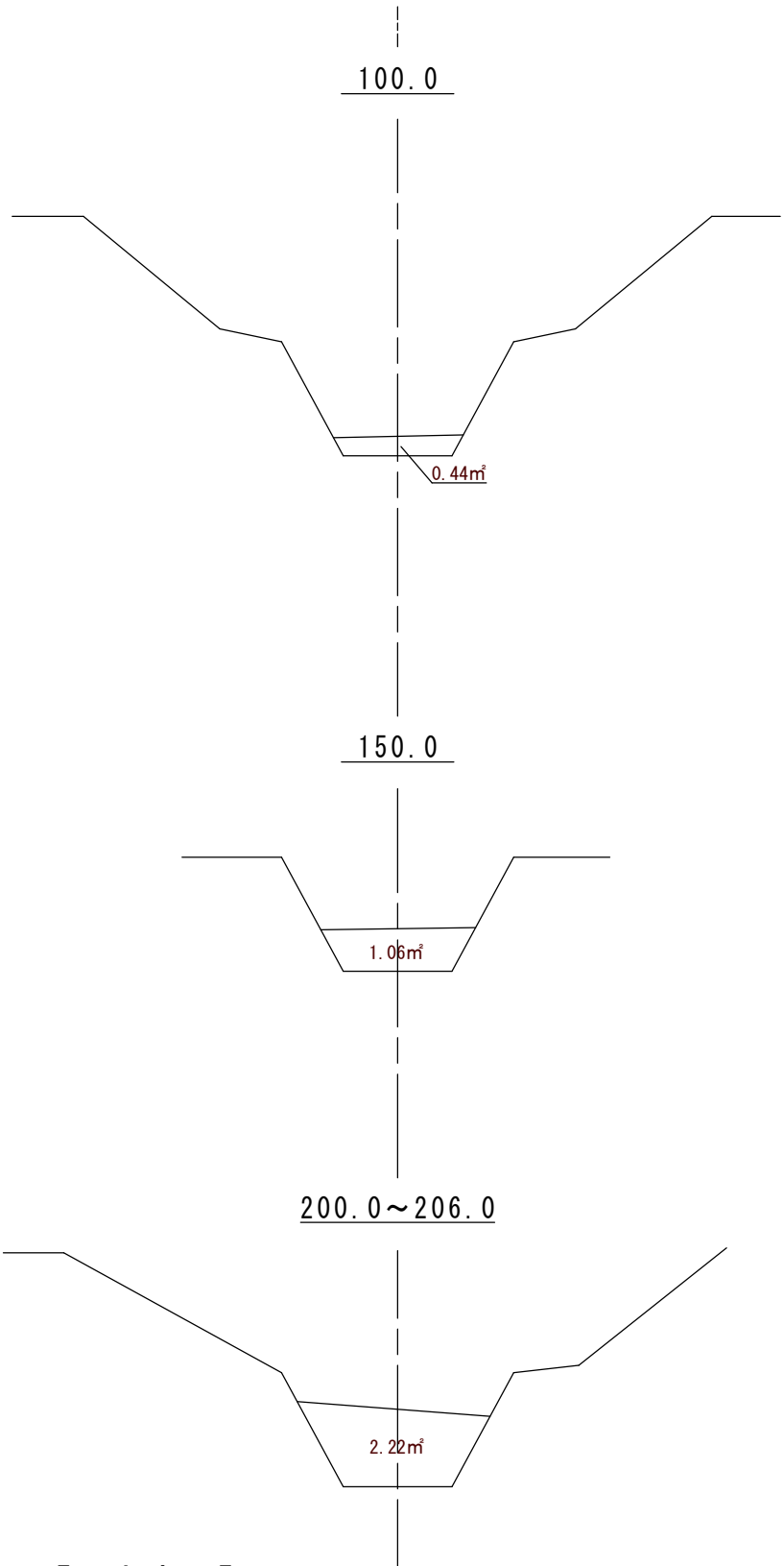
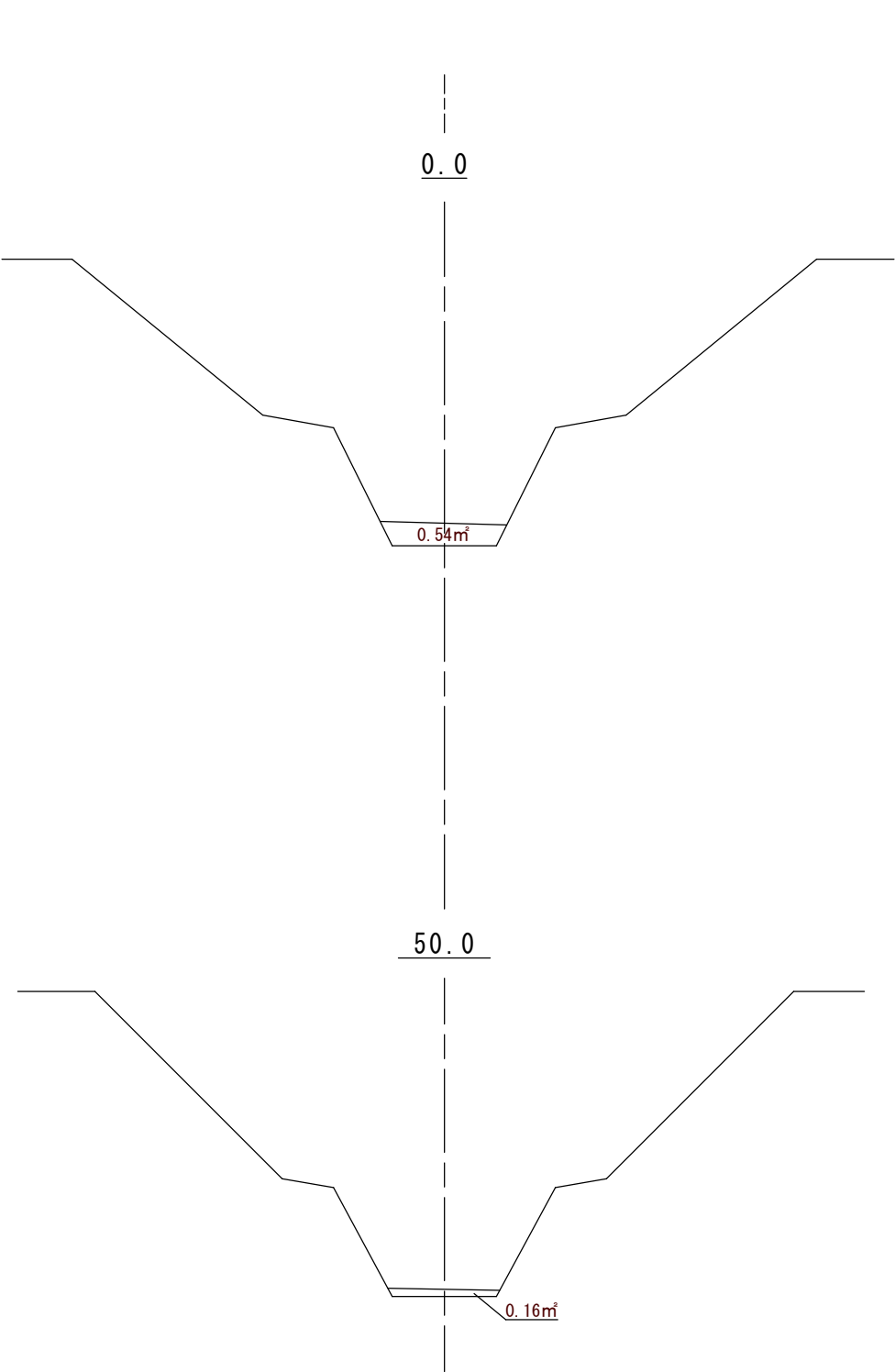
羽 黒

胎 内 市





令和 7年度	工事番号	土 0712
線 胎内 郡 町	筋 市 村	羽黒 地内
養老沢川伐採浚渫工事		
計 画 平 面 図		
縮 尺	1:2000	図面全 3 葉の 2
測 量	年 月 日	主 任 技 術 者
設 計	年 月 日	主 任 技 術 者



【留意事項】

・草刈り及び伐木範囲は法肩から50cmとする

令和 7年度		工事番号		土 0712	
線 胎 部 町 筋 内 (市) 村		羽黒		地内	
養老沢川伐採浚渫工事					
横 断 面 図					
縮 尺	1:100		図面全 3 葉の 3		
測 量			年 月 日	主 任 技 術 者	
設 計			年 月 日	主 任 技 術 者	